

登記事項証明書・印鑑証明書のご請求には、

証明書発行請求機 を ご利用ください！

タッチパネル方式なので
操作は簡単です。



証明書発行請求機

○ 設置場所

高松法務局2階証明書等請求窓口待合室

○ ご利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日除く。)

メリットその1

申請書の記載不要♪

メリットその2

待ち時間短縮♪

メリットその3

印鑑カード利用で会社・法人
の各種証明書請求がさらに簡単
に♪

※ 印鑑証明書の請求には、印鑑カード及び代表者の生年月日の入力が必要です。

※ 要約書、公用申請は請求できません。